

第三波 時短要請	熊本	宮崎	沖縄		
			時短要請①	時短要請②	時短要請③
エリア	熊本市中央区安政町、下通1丁目、下通2丁目、花畑町、桜町、手取本町、上通町、上林町、城東町、新市街、水道町、草葉町、中央街、南坪井町、南千反畑町、辛島町1番～7番、井川淵町1番～2番	宮崎市、都城市 三股町	那覇市、浦添市 沖縄市	那覇市、浦添市 沖縄市	名護市・宜野湾市
業種	酒類の提供を行う飲食店等	酒を提供する飲食店	飲食店及び接待を伴う遊興施設等		
見込対象件数	-	-	-	-	-
期間 (開始) (終了)	13日間 12/30(水) 1/11(月)	14日間 1/9(土) 1/22(金)	12日間 12/17(木) 12/28(月)	14日間 12/29(火) 1/11(月)	18日間 12/25(金) 1/11(月)
要請内容	22時までの時短営業	酒類提供19時、営業20時まで	22時までの時短営業	22時までの時短営業	22時までの時短営業
協力金内容	1店当たり4万円/日	1店当たり2万円/日	最大48万円/事業者	最大56万円/事業者	最大72万円/事業者
申請期間			1/4(月)-	1/12(火)	1/12(火)
掲載サイト	HP	HP	HP		
要綱資料	要綱		要綱		